

米子水鳥公園ネイチャーセンター入館料減免基準

H27. 4.23現在

対 象 団 体			入館理由	減免対象者	減免割合	減免後の入館料金(1人当たり)		正規の入館料金(1人当たり)	
						団体 <small>(15名以上)</small>	団体扱い以外	団体 <small>(15名以上)</small>	団体扱い以外
対象施設等	申請者	所在・管轄							
保育園・幼稚園等	代表者名	米子市内・市外を問わず	学習活動	園児	無 料	—	—	—	—
				引率者	全額免除	0円	0円	200円	310円
小学校・中学校 ★	"	"	"	生徒・児童	無 料	—	—	—	—
				引率者	全額免除	0円	0円	200円	310円
高等学校・専修学校	"	"	"	学生	減 額	100円	200円	200円	310円
				引率者					
教育委員会主催行事	教育長名	"	"	生徒・児童	無 料	—	—	—	—
				引率者	全額免除	0円	0円	200円	310円
行政機関・行政中心団体	代表者名	米子市内	行政視察	行政視察者	全面免除	0円	0円	200円	310円
		米子市外			減 額	100円	200円		
社会福祉施設 ・児童福祉施設 ・障害者福祉施設 ・老人福祉施設 ・精神薄弱者施設 ※その他障がい者手帳所有者	施設長名	米子市内	リハビリ	入所者	全面免除	0円	※0円	200円	310円
70歳以上	個人名	米子市内・市外を問わず	観光等	個人入館者	全額免除	0円	※0円	200円	310円

★ 小学校・中学校（県教育委員会が設置する摘要指導教室含む）

※ 証明できるものの提示が必要